

鹿児島市感染症予防計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和6年1月9日（火）～令和6年2月7日（水）
2. 意見の提出者数（件数） 8人（35件）
3. 意見の対応状況

（単位：件）

項目 対応区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15	その他 ／全般	計
A. 意見の趣旨等を反映し、 計画に盛り込むもの	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	8
B. 意見の趣旨等は、計画（素 案）に盛り込み済みのもの	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5
C. 計画には盛り込まないもの	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
D. 具体的な事業の実施にあたり 参考とするもの	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4
E. その他要望・意見等	6	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	16
計	8	0	6	0	1	1	2	2	1	1	0	0	3	0	4	6	35

項目	項目
第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	第10 「感染症対策物資等の確保」について
第2 「感染症の発生の予防のための施策」について	第11 「感染症に関する啓発及び正しい知識の普及並びに感染症の患者等 の人権の尊重」について
第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	第12 「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上」について
第4 「感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査」について	第13 「感染症の予防に関する保健所の体制の確保」について
第5 「病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上」について	第14 「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等 の検査の実施並びに医療の提供」について
第6 「感染症の患者の移送のための体制の確保」について	第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について
第7 「厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標の設定」について	
第8 「宿泊施設の確保」について	
第9 「外出自粛対象者の療養生活の環境整備」について	

鹿児島市感染症予防計画の素案に関する意見の検討結果一覧表

項目
第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について
第2 「感染症の発生の予防のための施策」について
第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について
第4 「感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査」について
第5 「病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上」について
第6 「感染症の患者の移送のための体制の確保」について
第7 「厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標の設定」について
第8 「宿泊施設の確保」について
第9 「外出自粛対象者の療養生活の環境整備」について
第10 「感染症対策物資等の確保」について
第11 「感染症に関する啓発及び正しい知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重」について
第12 「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上」について
第13 「感染症の予防に関する保健所の体制の確保」について
第14 「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供」について
第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について

対応区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	8
B. 意見の趣旨等は、計画(素案)に盛り込み済みのもの	5
C. 計画には盛り込まないもの	2
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	4
E. その他要望・意見等	16
計	35

意見の提出者数	件数合計
8人	35件

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
1	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	関係機関や関係団体等と協議し、市の両協議会や県連携協議会を通しての目標達成のPDCAサイクル図を示したほうがより理解できる。	ご意見については、「第15（修正前：第7）厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標の設定」に、計画の進行管理体制を記載したPDCAサイクル図を追加します。	A
2	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	第1の2は「市民個人個人」となっているが、鹿児島市には市民でない方もいらっしゃる。例えば病院への入院や施設等への入所、観光客や帰省者等であるが、こういった方はこの計画の対象外ということでしょうか。	ご意見については、本計画の対象に含んでいます。	B
3	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	第1の5に「感染症対策」とあるが、どういった対策かわかりません。なお、第3-2-(6)では「食品衛生対策」と「環境衛生対策」について記載されています。	ご意見については、計画内の各種対策を総称し「感染症対策」としています。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
4	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	第1の4に「健康危機管理」とあるがわかりにくいいため、注釈があったほうが良いと思う。	ご意見を踏まえ、注釈を追加します。	E
5	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	3に「一人ひとり」とあるが、「個人個人」と表現を別にする特別な理由があるのでしょうか。	ご意見については、原文の直前に「患者個人の」とあることから、これと表現の重複を避けるため異なる表現をしたものです。	E
6	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	8 獣医師等の果たすべき役割 について 4頁の「動物取扱業者」の注釈には法の条項のみが記載されているが、法令を見なくても済むように具体的にどのような業者なのか、記載があるとわかりやすい。	ご意見を踏まえ、注釈を追加します。	E
7	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	9 予防接種について 5頁に「…主として感受性対策を受け持つ…」とあるが、「感受性対策」とはどのようなことなのか、注釈があるとよい。	ご意見を踏まえ、注釈を追加します。	E
8	第1 「感染症の予防の推進の基本的な方向」について	第1で感染症の予防、第2で感染症の発生の予防、第3で感染症のまん延の防止となっている。「感染症の予防」と「発生の予防」の違いがわかりにくい。また、第1の感染症の予防には「治療」や「まん延」というワードが掲載されているため、もっとわかりやすい表題にできないでしょうか。	ご意見については、国の基本指針に即した表現を使用しています。	E
9	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	市は県に対して、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限って必要性を判断して県に協力する、とあり、一方で県へは、患者の居住地域等の情報を求めるとなっているが、相手には多く求めながら、自分は情報を与えない印象を受ける。これでは相互に協力する体制は取れないのではないかと。	ご意見については、「第3-1 基本的な考え方」の3項目目の文言を修正し、個人情報の保護に留意の上、県と連携し対応を行う旨を記載します。	A
10	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	計画の構成としては、「基本的な考え方」に対し、どのように「施策の方向性」を考えるかということになると思うが、9頁の「基本的な考え方」の最下部の「臨時の予防接種を適切に実施する…」に対応する「施策の方向性」の記載が見当たらない。臨時の予防接種についての市の対応の記載があったほうが良い。	ご意見を踏まえ、「第3-2 具体的な施策」の(7)に「予防接種の推進」として記載を追加します。	A
11	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	検体の採取にあたっては、検体の利用目的等の同意は取られているのでしょうか。	ご意見について、検体の採取を含む対人措置を講ずるにあたっては、人権の尊重の観点から、必要最小限のものとするとともに、患者等の理解と協力を求めながら実施することを基本とすることとされています。	B

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
12	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	検体の採取にあたっては、感染の有無だけでなく、国・県への提出や学術的な利用もされるのでしょうか。 検体による遺伝子検査などをされることもあるのでしょうか。	ご意見については、国が感染症の把握と分析結果の国民や医療関係者への提供・公開を行うとともに、情報を収集・分析することで、病原体の検出状況等を確認し、対策を立案することを目的として、感染症発生動向調査を行っています。	E
13	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	9頁の、注釈7の対人措置と注釈8の対物措置の説明として、それぞれ法第4章、法第5章に規定する措置とあるが、具体的にどのような内容なのか、記載があるとわかりやすい。	ご意見を踏まえ、注釈を追加します。	E
14	第3 「感染症のまん延の防止のための施策」について	就業制限については、自覚に基づく自発的な休暇等を基本とすることとなっていますが、法的な制限ではないのでしょうか（感染症法18条）。	ご意見については、感染症法第18条が規定されていますが、対象者の自覚に基づく自発的な休暇等を基本とすることとされています。	E
15	第5 「病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上」について	(4) 数値目標 について 「流行初期」と「流行初期以降」とは、それぞれどのような時期を指すのか説明があるとよい。	ご意見を踏まえ、説明を追加します。	E
16	第6 「感染症の患者の移送のための体制の確保」について	今回の計画の範囲内ではないかもしれませんが、医療資源の乏しい地方から鹿児島市内への搬送は想定されているのでしょうか（「市域を越えた移送」の記載はあるが、鹿児島市から市外への移送を想定しているのではないかとと思われる）。	ご意見については、県の感染症予防計画に包含し記載されており、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
17	第7 「厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標の設定」について	なぜ各項目に数値目標を設定しないのか疑問である。 第7の章題に「厚生労働省令で定める」と記載されているが、本文中にも明記し、具体的な3つの目標名や記載ページも明記してはどうか。 第5で唐突に目標が記載され、第6には記載がなく、第7で初めて目標を定めることの記載があり、きちんと説明すべき。	ご意見を踏まえ、第5、第7、第12及び第13に記載していた数値目標については統合したうえで、新たに説明を加え第15として記載します。 なお数値目標は、厚生労働省令の規定に基づき、保健所設置市が設定することとされているものについて設定しています。	A
18	第7 「厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標の設定」について	数値目標の設定がこの場所にあるのは疑問。その前後は確保や向上などの行動目標なので、数値目標の設定やPDCAサイクルによる改善、検証の項目であれば、行動目標をすべて述べた後のほうがスムーズに読み進められるように思う。	ご意見を踏まえ、第5、第7、第12及び第13に記載していた数値目標については統合したうえで、新たに説明を加え第15として記載します。	A
19	第8 「宿泊施設の確保」について	宿泊施設の確保とあるが、数値目標がない。	数値目標については、厚生労働省令の規定に基づき、保健所設置市が設定することとされているものについて設定しており、ご意見の項目については県が設定することとされています。	C

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
20	第8 「宿泊施設の確保」について	第6の2の移送には「民間事業者等への業務委託を検討」とある。 他方で、第8では「宿泊療養の実施には業者と協定を結んだうえで実施」とある。 移送の実施に関しては、バスやタクシー事業協会との事前の協定は必要ないということでしょうか。	法令では、宿泊業者との協定については定められておりますが、移送に関する関係業者・団体との協定については定めがないところです。 ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
21	第9 「外出自粛対象者の療養生活の環境整備」について	(2)施設における感染対策 について 発生時の対応について、厚生労働省から示された令和6年4月1日改正予定の障害者支援施設等の基準の省令案では、障害者支援施設等が対応を行わなければならないとありますので、齟齬がないか確認してほしい。	ご意見については、関係法令と整合を図りながら計画を作成しているところで、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
22	第10 「感染症対策物資等の確保」について	「個人防護具等の備蓄又は確保に努める」とあるが、数値目標がない。	数値目標については、厚生労働省令の規定に基づき、保健所設置市が設定することとされているものについて設定しており、ご意見の項目については県が設定することとされています。	C
23	第13 「感染症の予防に関する保健所の体制の確保」について	人員確保の数値目標を設定してありますが、1日当たり173人というのは、どのような業務増を想定しているのでしょうか。 今回のコロナ対応のように長期的な対応を迫られることも想定されますが、感染者すべてに疫学調査等を行うことなどを想定したうえで、通常の業務を行いながら持続可能な就労状況を維持するための必要な人員数でしょうか。 コロナ対応での保健所職員の方の健康状態が非常に懸念されるため、人数をかけることには積極的に取り組んでほしいと思うのですが、一方で1日あたり173人というのが現実的な数字なのか、市役所全体からの応援体制も含めているのか、あわせて教えてください。	ご意見を踏まえ、数値目標を設定するうえでの前提条件について補足説明を加えるとともに、想定される業務量・人員体制等について図で記載します。	A
24	第13 「感染症の予防に関する保健所の体制の確保」について	「〇市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置する。」との記載がある。 これは、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づくものであり、健康危機管理発生時に備え、平時からの体制整備が必要と思う。本件について、統括保健師や人事部局との協議や調整はなされているだろうか。	本計画については、関係部局と協議・調整のうえ作成しているところです。	B

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
25	第13 「感染症の予防に関する保健所の体制の確保」について	即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数8人）について、県との連携・協働が必須であると考える。 今後の新たな感染症や新興感染症の発生時に備え、IHEATの体制が機能するよう、より一層、県と具体的に協議されることを望む。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
26	第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について	（2）災害防疫 について 災害発生時は、感染症の発生など把握が難しい状況にある。 「市は医師会等の関係団体等と連携し、速やかな情報把握や予防及びまん延防止について市民への情報提供に努める」などの項目が必要ではないだろうか。	ご意見については、「第1-2 市民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策」に盛り込んでいます。	B
27	第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について	2の(3)に動物由来感染症対策があるが、主に鳥、豚、蚊が相当すると思われる。ウイルスの感染源が判明した時の駆除について記載が無いが、県がすべて行うのでしょうか。	ご意見については、「第3-2-(3) 消毒その他の措置」に盛り込んでいます。	B
28	第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について	「近い将来、桜島大噴火とその後のM7クラスの直下型地震が想定される」と報道されているので、全体版32頁の第15-2-(2)の中へその対策を詳細に記載しておいたほうがよい。	桜島の噴火に関する災害時の対応については、鹿児島市地域防災計画に基づき実施してまいります。	E
29	第15 「その他の感染症の予防に関する重要事項」について	これまでの地震や今回の能登半島地震でも避難所での感染症対策が注目されているので、D-MATやJ-MATなどの災害対策チームの活動を踏まえたほうが良いのでは（保健所を拠点としての感染対策ができない状況も想定して）。	地震に関する災害時の対応については、鹿児島市地域防災計画に基づき実施してまいります。	E
30	その他／全般	項目毎に関連する17のSDGsの表示をしたほうがよい。	ご意見を踏まえ、「第1 感染症の予防の基本的な推進の基本的な方向」に「10 SDGsの達成を意識した取組」として記載を追加します。	A
31	その他／全般	表紙「鹿児島市感染症予防計画」の末尾へ、「本計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします」を記載したほうが理解できる。	ご意見を踏まえ、計画冒頭の「鹿児島市感染症予防計画について」に、計画期間が令和6年度から令和11年度までの6年間である旨を追加します。	A
32	その他／全般	数値一覧表を記載したほうがより理解できる。	ご意見を踏まえ、各項目の末尾に記載している数値目標については最後尾に一覧表として記載します。	E
33	その他／全般	県と市の役割分担がわかりづらい。以前はコロナ感染者数をテレビなどで公表していた時期があったが、県の発表と別に鹿児島市分の発表があり、なぜ分かれていたのかわからなかった。 簡単な図でいいので連携協議会等も含めて、関係性がわかる図のようなものを入れてもらえないでしょうか。	ご意見を踏まえ、末尾に参考図を追加します。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
34	その他／全般	1頁の下部に「鹿児島県感染症対策協議会等」と「関係機関・団体等」とあり連携として感染症予防計画とつながっているが、計画と協議会や団体が連携をとることはないため、この分を削除するか、連携ではなく別の表現を使用したほうが良い。	ご意見を踏まえ、図の見直しを行います。	E
35	その他／全般	保健環境試験所、PCR検査、一類～五類感染症、新感染症、ゾーニング等のわからない専門用語があり、注釈があればよい。	ご意見を踏まえ、注釈を追加するほか、末尾に感染症についての説明を記載します。	E